

高知県教育委員会 会議録

令和6年3月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和6年3月26日（火）13：30

閉会 令和6年3月26日（火）15：36

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	池 康晴
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦
欠席者	教育委員	永野 隆史

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長（総括）	合田 和穂（付議第8号から第10号のみ）
〃	教育次長	竹崎 実
〃	教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	岡本 健（付議第1号から第4号のみ）
〃	学校安全対策課長	高橋 潤（付議第1号のみ）
〃	幼保支援課長	田中 健（付議第1号及び第5号のみ）
〃	小中学校課長	蛭子 穰（付議第1号及び第7号から第9号のみ）
〃	高等学校課長	並村 一（付議第2号から第4号及び第7号を除く）
〃	高等学校振興課長	野田 健一（付議第1号、第6号及び第7号のみ）
〃	特別支援教育課長	濱田 邦彦（付議第1号及び第7号から第9号のみ）
〃	生涯学習課長	原 貴（付議第1号のみ）
〃	保健体育課長	前田 義朗（付議第1号のみ）
〃	教育政策課課長補佐	森田 雄一
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也（会議録作成）
〃	教育政策課主査	菊池 真希（会議録作成）

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	3月定例委員会を開催する。
教育次長	（提案説明）
教育長	付議第9号は個人の情報を含む議案のため、付議第10号は人事に関する議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第9号及び第10号は非公開の取扱いとする。

【付議第 1 号 第 4 期高知県教育振興基本計画の策定に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

池委員	やはり内容を周知徹底することが非常に大事になってくると思う。市町村教育委員会や学校関係者に、今後どのような周知をしていくのか、概略を教えてほしい。
事務局	おっしゃられるとおり、周知のうえ、各関係者の皆様にご理解をいただくことが重要だと思っている。まず、年度始めには、市町村の教育長に集まっていただく会議や、県立の学校長会、各地区の小中の校長会など、各種学校の関係者が集まる会があるため、その際にはこの次期大綱・計画についての内容をしっかり説明させていただこうと思っている。また、計画・大綱について、その内容を一定わかりやすく示し、説明するような YouTube の動画なども作成をしているため、そういった形で県民の皆様にもご理解いただければと思っている。 あわせて、来年度の新たな取組として、長岡教育長が県内の各エリアを周り、若年・新採の先生方と対話をするような取組も実施をしていこうと考えており、その際には意見をもらうとともに、新たな教育大綱の内容について、教育長から説明をするといった場も設けている。そういった大所高所も含めて、大綱・計画の内容をしっかりと皆様にご理解をいただくように周知等を図っていければと思っている。
教育長	私もスポークスマンとして、取り組んでいく。
教育長 各委員 教育長	付議第 1 号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 1 号を原案のとおり議決する。

【付議第 2 号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案 (教育政策課)】

【付議第 3 号 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規定の一部を改正する訓令議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員	付議第 2 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手

教育長	付議第 2 号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	付議第 3 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 3 号を原案のとおり議決する。

【付議第 4 号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第 4 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 4 号を原案のとおり議決する。

【付議第 5 号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

町田委員	保育士が適格かどうかのデータベースということだが、例えばマイナンバーなどの身分証明書のようなものと連動しているのか。
事務局	国が作成したデータベースに、それぞれの都道府県がわいせつ行為で登録を取り消されたという情報を登録する。この登録自体は各都道府県が入力するという流れになっている。
町田委員	例えば、過去に登録取消があり、その後転々とする方も多数いると思う。そういった場合も追跡機能があるなどセキュリティは高いのか。
事務局	データベースに入ったり、操作することについては、国において、セキュリティも含めて整備されている。実際には、数自体が多いわけではないため、今は各都道府県が入力をしているという状況である。
町田委員	改ざんの可能性などがないか心配である。

事務局	国において、わいせつ行為を行った保育士等の取扱いについては、引き続き検討も進めている。例えば、保育士だけでなく、子どもと接する職業の方についてはどうするのかといったことなど、セキュリティーも含めた仕組みについて、引き続き、検討もされており、今後もさらに改正が行われるのではといった情報もある。 イギリスの仕組みであるDBSを日本版として導入しようとしているのが大きな概念であり、それを進めている中の一つとして、まずデータベースを導入し、改正を行っている流れである。
池委員	資格が失効した者が、早くて3年後には、適当である場合に限って再登録することができるという説明があった。こういう事例の場合は認めることができるといったQ&Aのようなものはあるのか。
事務局	明確なQ&Aというものは示されてはいないが、手続きとしては、都道府県が再登録をすることに当たっては、まず県の児童福祉審議会の意見を聞くことになる。 その際には、わいせつ行為の内容や、改善更生の状況などを勘案して、判断するということが示されている。 こうした事案が発生した場合については、専門家の知見などを確認しつつ進めていくことになるだろうと思っている。
池委員	ぜひ慎重な審議の上、再登録等行っていただきたい。
森下委員	再登録されていることは分かるのか。免許を取り消されたという、記録自体はずっと残る仕組みになっているのか。
事務局	このデータベースにおいては、わいせつ行為をした保育士の登録を取消したという記録が、各都道府県においてされる。その者が、欠格期間を経て、再登録をしたいという意思表示等があったときに、その者が過去に登録を取り消された者であるということは確認ができる仕組みである。 実際、イギリスのDBSは性犯罪歴がないことを証明する書類がないと、子どもと接する職に就けない。今、国において案を示されている状況であるが、過程を踏んで進めている段階であり、そのような仕組みをさらに設けることになるのかどうかは、今後明らかになってくることだと思う。
教育長	保育士を採用する際には、データベースを確認しなくてはならないということだが、保育園・幼稚園の場合は運営主体である市町村あるいは私立が実際に確認を行うということか。
事務局	そうである。任命、または雇用しようとする者となっているため、公立

	であれば市町村であるし、私立であれば当該事業者になる。
町田委員	例えば学校の先生であれば、市町村がデータベースを見ることができると思うが、欠格してしまって、ほかの民間の幼稚園に行った場合は、学校として追えないのか。もしくは、民間の方のデータベースにアクセスできるのか。
事務局	保育士を雇う事業者として、公立では市町村、民間であれば社会福祉法人等の事業者が、4月1日からデータベースにアクセスできるようになっている。別の園に雇われようとしたときにも、確認できる仕組みが整っている。
森下委員	認可されている園では、市町村などが確認できると思うが、無認可の託児所も確認ができるという理解で良いのか。無認可の施設も多い。
事務局	まず、認可の保育所や幼稚園、もしくは、病児保育をする施設などにおいては、任命または雇用する際に、データベースにアクセスして、確認することが義務づけられている。 一方で、認可外の施設の中には、都道府県に届出をしている施設と、そうではないベビーシッターのような施設と二つに分けられ、前者の届出をしている認可外保育施設には義務づけられている。後者の届出をしてない施設については、義務づけはされていないが、雇う際に確認したい場合は、申請をすると、都道府県と国とが審査もしたうえで、対象者が該当か非該当かという回答を、県、国から直接施設に伝えることになるため、直接施設がデータシステムにアクセスをする仕組みではない。 なお認可施設も含めて、このデータベースを使うに当たっては、個人情報の取扱いについて、いわゆる誓約書的なものを提出する仕組みになっている。
弥勒委員	一般の方は、当然そのデータベースにアクセスはできないのか。
事務局	そうである。
教育長 各委員 教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。

○高等学校課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第6号を原案のとおり議決する。

【付議第7号 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則議案 (高等学校振興課)】

池委員	2点、お願いしたい。まず1点目は普通科以外の学科が、令和4年度から始まったということだが、全国的にどのような状況なのか、もし把握していたら教えてほしい。 2点目は、国や県からの加配教員であったり、あるいは、財政支援などがもしあれば教えていただきたい。
事務局	1点目の同様の取組をしている学校や県については、令和4年度からスタートした国の指定事業において、令和4年度に20校、令和5年度に9校と、現在29の高校が指定を受けて、この研究を進めている。既にもう学科改編を行っているところもある。例えば、探究活動で有名になっている島根県の隠岐島前高等学校は、既に当初から学科改編を行って、今取り組んでいると聞いている。 加配、金銭的な支援については、この指定事業を受けている間は、コーディネーターや、研究のための予算を国からつけていただいている。この研究事業の期間である3年が終わると、特に、加配や金銭的な支援はないため、県で運用していくことになる。
教育長	未来共創科と言っても、子どもも保護者も、何を意味しているか、よく分からないと思う。いかに広く、理解してもらうのが大切だと思うが、その辺りの取り組みはどのようにするのか。
事務局	まさしくそのとおりである。この普通科が何をしているのか分からないということで、それぞれの学校の地域の特色を生かせるような科にすることが今回の改正の大きなポイントになる。未来共創科にすることで清水で何を目指すのが大切である。清水では、ジョン万次郎のような探究心あふ

	れる、子どもたち、人材をつくっていききたいというところをベースに、来年度、地域の方も含めて、シンポジウムあるいは、説明会も含めて取り組んでいきたい。土佐清水市は本当に資源が豊かである。S A T O U M I や、ジオパークなどで子どもたちが活動し、それぞれが興味関心を持ったものに先生や地域の方がいざなってあげる。そういう取組ができるように、土佐清水市と協議をしながら、広報活動にも力を入れていきたいと思う。
町田委員	新しい伝わり方をするのではないかとあって、とても期待している。例えば、学科を新しくしたり、新しい授業に取り組んだりというそれぞれは良いと思うが、統括してブランディングしたりする方は入っているのか。
事務局	リクルート社や、ブランディングする会社の方などに、コンソーシアム会議の委員になっていただいている。
町田委員	それは外部の方か。
事務局	外部の方である。外部の視点から、地元では気がつかない土佐清水市の魅力も含めて、学びに生かせるのではないかと意見を頂いており、そういったところも教育活動の中に入れていくようにしたい。
町田委員	内部で自発的な方が入るなど、今までとは違う組織図になると良いのではないと思う。
事務局	この事業はコーディネーターの予算をつけていただいている。 土佐清水市で長く役場でも活躍された方にもコーディネーターになっていただいて、魅力化や地元の産業界の連携など、地域と学校をつなぐ役割を担っていただいている。そのコーディネーターも活用をしながら、子どもたちがより地域に参画できるような取組もできたらと考えている。
弥勒委員	定員が80名ということだが、どの地域の中学校の卒業生が、ターゲットになるのか。また、そのような人たちを呼び込むために障害となるようなことに対して、このプランの中で解決策が用意されているのか。 通えばいいが、通学できない場合の対応や、寮などについても記載があるのか。
事務局	寮については記載をしていない。土佐清水市には中学校は1つだけであり、清水高等学校に進学するのはほぼ清水中学校の生徒である。ただその進学の割合が3割程度にとどまっていたため、この割合を高めていきたいというところは、土佐清水市の思いとしてもある。 魅力ある高等学校の教育課程をつくるのが、この割合を高めることに

	つながると考えている。 今回の入試において、本日 42 名の合格者が出ているということが発表されたが、近年にない高い割合である。そういったところからも、関心を持たれているのではないかと、思っている。その子どもたちをしっかりと育成していく、伸び伸びと成長させていくということが、さらに進学割合の向上に繋がっていくものと考えている。
弥勒委員	清水中学校の卒業生は何人か。
事務局	約 70 名前後である。
弥勒委員	今回は、そのうちの何名が清水高等学校に入学したのか。
事務局	ほぼ清水中学校からと考えてもいいと思う。42 名が合格者と発表されている。
弥勒委員	42 名ということは、定員の半分しか埋まらなかったということか。
事務局	そうである。定員としては半分近くだが、これまで 40 人をかなり下回っていたため、進学割合としては今年はかなり高かったと思う。70 名全員が、清水高等学校へ進学するのは難しい。多くの生徒が選択していただけるような高校として、カリキュラムの見直しは必要なことだと思う。また、土佐清水市において、みらい留学も検討していると聞いている。そちらについても、今後、土佐清水市と協議していきたい。
弥勒委員	入学者が若干増えたのは、こうしたことに対する期待があったからなのか。
事務局	高台移転のため、新しい校舎になることは、選択された大きな理由の一つだと思っている。一方で土佐清水市と協議しながら広報活動も含め進めてきており、清水高等学校や土佐清水市が変わろうとしている動きも、影響があったのではないかと考えている。
弥勒委員	こういう企画を聞くと、高知大学の地域協働学部の事例を思い出す。大学とは違って、制限や制約が大きいかもしれないが、フィールドワークなども取り入れられるのか。
事務局	運営指導委員会には、高知大学地域協働学部の先生方も入っていただいている。そうした探究的な学びに関しての大学生とのコラボなども進めていきたい。

教育長 各委員 教育長	付議第 7 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 7 号を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第 8 号 高知県教科用図書選定審議会への諮問議案

(小中学校課・特別支援教育課)】

○小中学校課長・特別支援教育課長 説明

○質疑

教育長	諮問の文書では、市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務となっている。基本的に市町村教育委員会が採択するという理解で良いか。
事務局	そうである。
教育長	校長の行う採択は、どのようなものか。
事務局	私立、国立の中学校についてである。なお、県立中学校については、県教育委員会が採択を行うことになる。
教育長 各委員 教育長	付議第 8 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 8 号を原案のとおり議決する。

【付議第 9 号 令和 6 年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案 (小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第 9 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 9 号を原案のとおり議決する。

※委員名簿は別紙のとおり

【付議第 10 号 教職員の人事議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

教育長 各委員 教育長	【非公開議案】 付議第 10 号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 10 号を原案のとおり議決する。
----------------------------	---

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 10 号

原案どおり議決